

市県民税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる県と市の税金です。

《市県民税の申告が必要な方》

- 1 事業収入・給与・年金収入などのある方
- 2 収入はないが、どなたの扶養にもなっていない方
- 3 収入はないが、国民健康保険に加入している方
- 4 収入はないが、介護保険の第1号被保険者の方（65歳以上の方）

介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師が「おむつを使用することが必要」と認めた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方には、福祉課でも証明書を交付しています。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定にかかる主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除（特別障害者控除）の対象となります。申告には、福祉課で交付する「認定書」が必要です。（ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます。）

証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

▶ 福祉課 ☎23局3217 ☎23局3545

《市県民税の申告》

※①～④に該当しても、確定申告書を提出する場合は、市県民税の申告は必要ありません。

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険の保険料・利用料の軽減や減免などが受けられないほか、市営住宅、融資、児童手当、保育園などの申請に必要な所得証明書なども発行されません。

確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、収入状況によって異なります。どちらで申告すれば良いかわからない方は、お気軽にお問い合わせください。

●確定申告日程表

受付時間 ▶ 午前9時～午後4時

月/日	田原市役所 (大会議室)	渥美支所 (301会議室)	赤羽根市民センター (旧赤羽根支所)
2/16 水	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・村松	
17 木	浦	八王子・馬伏	
18 金	川岸・漆田(1～3区)・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	江比間	
21 月	長上・久美原・浜田・百々・新浜	伊川津	
22 火	大久保	石神・夕陽が浜	
23 水	相川・谷熊・やぐま台	高木・折立・山田	
24 木	波瀬・片浜・片西・白谷	古田・長沢	
25 金	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	福江	
28 月	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほとと台	中山	高松校区
3/ 1 火	萱町(1～3区)・本町・新町	小中山	
2 水	豊島・御殿山	保美・向山	赤羽根校区
3 木	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘	亀山・西山	
4 金	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	伊良湖・日出	若戸校区
7 月	加治・赤石・衣笠・東滝頭	堀切	
8 火	八軒家・藤七原・鎌田	小塩津・和地一色	若戸校区
9 水		和地・土田	
10 木	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。 できる限り早めに申告を行ってください。		地区別の指定はありません。 どなたでも申告できます。
11 金			
14 月			
15 火			

- ▶ 譲渡所得・青色申告・消費税のある方は、税務署にて申告してください。（市内の各申告会場では受付を行いません。）
- ▶ 地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合の良い日に申告してください。また、市内の方は、いずれの申告会場でも受け付けていますので、ご都合の良い会場をご利用ください。
- ▶ 赤羽根市民センターでは、2月16日(水)～25日(金)の期間は受付を行いませんので、他の申告会場をご利用ください。
- ▶ 税理士による無料税務相談を、2月16日(水)～3月4日(金)の期間に田原市役所会場にて行います。（渥美支所会場・赤羽根市民センター会場では行いません。）